

## 【研究ノート】

## アメリカにおける会計士の第三者責任について

細 田 哲

1. はじめに
2. 連邦証券二法上の会計士の第三者責任
3. コモン・ロー上の会計士の第三者責任
4. 連邦証券二法のもとでの会計士の第三者責任概念の変遷
5. コモン・ロー上の会計士の第三者責任概念の変遷
6. おわりに

## 1. はじめに

筆者は、会計専門職の人々が、1933年証券法 (Securities Act of 1933) および1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) の立法過程において、どのような役割を果たしたかを研究してきた<sup>(1)</sup>。当時、会計専門職の人々の関心は、もっぱら監査責任に関する規定 (証券法第11条、証券取引所法第18条) に向けられた。彼らは過重な責任を課せられることを恐れたのである。

彼らの不安は杞憂に過ぎなかったであろうか。その点を明確にするために、本ノートでは、連邦証券二法およびコモン・ロー上において、その後監査責任がどのように規定されてきたかを、Schultz and Pany (1980), Davies (1979) に全面的に依拠して、整理・概観してみたい。

2. 連邦証券二法上の会計士の第三者責任<sup>(2)</sup>

証券法および証券取引所法の下で、会計士の責任に係わる規定は、証券法第11条、証券取引所法第10条(b)項、第18条である。

まず証券法第11条について述べよう。証券法第11条は、次のように規定している。

「登録届出書の効力が発生している部分について、重要事項に関し事実と異なる記載が行なわれ、または記載しなければならない重要事項もしくはその記載について誤解を避けるため必要な重要事項についての記載が省略されている場合には、当該証券を取得した者は、……次の各号に掲げる者に対し訴訟を提起することができる。

- (1) 登録届出書に署名したすべての者。

.....

(4) すべての会計士, ……………

(5) ……………」

(Udell, 1976, pp. 9—10, 日本証券経済研究所, 1977, 16頁)。

表1に示されているごとく, 訴訟に当って, 原告は, 自らが, 重要事項について不実な記載および省略が存在したことを立証する責任を有する。

しかし, 通常原告側の挙証責任とされる次の事項については, 証券法第11条はその挙証の責任を原告側に課していない。

- 1) 資金の貸付, 証券の購入などに際して財務諸表を利用したこと。
- 2) 財務諸表を利用したことが, 結果として損害の発生に結びついたこと。

ただし, 登録届出書の発効日以降, 最低12カ月についての損益計算書が発行された後では, 上記1)の事項の挙証責任は原告側に移転する。

また財務諸表以外の要素が原告側に損害をもたらしたことを立証するならば, 監査人は免責となる。さらに, 監査人は, 自らが正当な調査をして, 重要事項について不実記載および省略が存在しないということを信ずるに足る正当な根拠をもち, かつそう信じていたことを立証するならば, 免責となる。すなわち, 監査人に対して相当の注意 (due diligence) の抗弁を与えている。

次に, 証券取引所法第10条(b)項および SEC 規則10b—5について述べよう。第10条(b)項は, 次のように規定している。

「いかなる者も, 直接または間接に, 州際通商の方法および手段もしくは郵便または国法証券取引所の施設を利用して, 次に掲げる行為を行なうことは違法である。

(a) ……………

(b) 委員会が公益または投資者保護のため必要または適当と認めて定める規則に違反して, 国

表1 監査人の民事責任

原告 挙証要素	コモン・ロー				1933年証券法 第11条	1934年証券 取引所法 第10条(b)項
	第 三 者				証券購入者	証券購入者 および 販売者
	顧 客	主要受益者	予見利用者 および 利用者階層	一 般 投 資 者		
結果として生じた損害	P	P	P	P	P	P
重要な不実記載もしくは省略	P	P	P	P	P	P
情報(財務諸表)信頼の正当性	P	P	P	P	D	P
最低限の監査人の行為水準もしくは最少限の監査人の欠陥水準	P(N)	P(N)	P(N)	P(GN)	D(DD)	P(GN)

P=原告側の挙証責任 D=被告側の挙証責任 N=通常過失 GN=重過失 DD=相当の注意  
(Schultz and Pany, 1980, p. 320)

法証券取引所に登録されている証券または登録されていない証券の購入または売却に関して相場操縦的または詐欺的戦略もしくは術策を用いること。」(Udell, 1976, pp. 35—36, 日本証券経済研究所, 1977, 57—58頁)。

なお, SEC 規則10b—5は, 上記の第10条(b)項の規定を受けて, その(b)項で重要な事項について不実な記載をすることまた誤解を避けるために必要な重要事項の記載を省略することを禁止している。

表1の一番右の欄をみていただきたい。証券法第11条の場合と異なり, ここでは原告側が, 不実もしくは重要事項の省略がある監査済財務諸表を信用したために損害が生じたことすなわち両者の因果関係を証明しなければならなくなっている。しかし, これまでの判例は, 一般にこの証明要素についてさして厳格な要求を示さなかった。原告側は, 自らの意思決定に際して, ただ監査済財務諸表が主要の要素であったことを証明すれば足りるとされている(Windal and Corley, 1980, p. 278)。さらに, 証券法第11条とは異なり, 表1にあるように原告側が監査人の行為に少なくとも重過失が存在したことを立証する責任がある。この点については, もう少し説明が必要である。

証券取引所法第10条(b)項および SEC 規則10b—5は, 一般に詐欺防止規定として言及されている。したがって, この規定のもとで投資家が監査人に対して訴訟を起こす場合には, 監査人の害意 (scienter) が存在したことを立証しなければならない。

監査人が, 1) 原告に損害を与える意図をもち, 2) 不実表示を知っていた場合には, 監査人の害意が証明され, 監査人は詐欺的に行動したとされる。しかし, 事例によっては, 害意の存在は, 不実表示を実際に知っていたことだけではなくして, 事実を知りえなかったこともしくは事実をことさらに無視したことを証明することによっても, 立証されると考えられている。

通常, 不実表示を知っていたことは, 詐欺的行為と考えられ, 事実を知りえなかったことおよび事実をことさらに無視することは重過失的行為と考えられている。しかし重過失的行為と詐欺的行為の間には, 民事責任上ほとんど差がみられない。そのため, 表1の証券取引所法第10条(b)項欄の最下欄には, P (GN) と記入されている (Schultz and Pany, 1980, p. 322)。けれども第4節で述べる Hochfelder v. Ernst & Ernst 事件に対して連邦控訴裁判所が1974年に下した判決にみられるように, 監査人の過失が証明されれば, 原告の損害は回復されると判断される場合もある。Bailey (1979, p. 106) によれば, 多くの下級裁判所でこのような判決が下されているとのことである。したがって, 監査人の行為が重過失に当らず過失に過ぎないと抗弁しても, それが受け容れられない可能性は十分に存在する。

なお, この第10条(b)項および規則10b—5は, 直接に会計士の責任を規定しているわけではない。監査人が責任を問われる場合は, ①企業の内部者, ②ブローカー, ディーラー, ③原告が売

買った株式の発行会社による第10条(b)項および規則 10b-5 違反を、「幫助・教唆」したという理由でその責任を問われる（コーズィー，1979，282頁）。

次に，証券取引所法第18条について述べよう。表1には，第18条については，何も示されていない。なぜなら第18条に基づく訴訟は数が少ないからである。それというのも第18条の責任範囲は，SECに「提出」された書類のみに限られるので，非常に狭いからである（コーズィー，1979，295頁）。

なお証券取引所法第18条は，虚偽および誤解を生じさせる財務諸表に対して監査人に責任を課している。そして監査人が免責となるためには，監査人は善意で行動したこと，および財務諸表が虚偽もしくは誤解を生じせしめることをあらかじめ知らなかったことを立証しなければならない。

### 3. コモン・ロー上の会計士の第三者責任

コモン・ロー上において，会計士の第三者に対する責任概念は，表1に示されているごとく，大きく三つに分けられる。監査人が第三者に負っている行為水準は，監査人が財務諸表の第三者利用者をどのような人々と想定し，また監査人がその利用者が財務諸表をどのように利用すると想定しているかに依存する（Schultz and Pany, 1980, pp. 322-323）。

まず初めに，第三者主要受益者（third party primary beneficiary）概念を会計士に適用してみよう。すると，会計士が遂行する監査行為がいずれの第三者集団の明確な便益のために遂行されるかということを考えることになる。ここで特定される第三者集団が主要な受益者ということになる。この概念が判決を下す際に採用されるならば，主要な受益者は，会計士に通常過失行為があったということおよび表1の他の三つの証明要素を立証することによって，通常，勝訴することができる。

次に，予見利用者および利用者階層（foreseen persons and classes）概念を会計士に適用してみよう。この場合，会計士は，自らが監査を行なった監査済財務諸表を，特定目的をもって利用するであろうと予見した特定の利用者のみでなく，その利用者層に属するすべての人々に対して責任を有することになる。当然に，会計士が責任を負う人々の範囲は拡大することになる。

このように利用者および利用者階層に帰属すると予見された人々は，会計士の監査行為に通常過失もしくは重過失行為があったことおよび表1の他の三つの証明要素を立証することによって，通常，勝訴することができる。

さらに，予見可能利用者および利用者階層（foreseeable persons and classes）概念がある。この概念には，次のような人々が含まれる。それは，監査人によって特定の取引における特定の人々もしくは集団と認識されておらず，監査依頼人によって監査報告書が配布されるときに，監

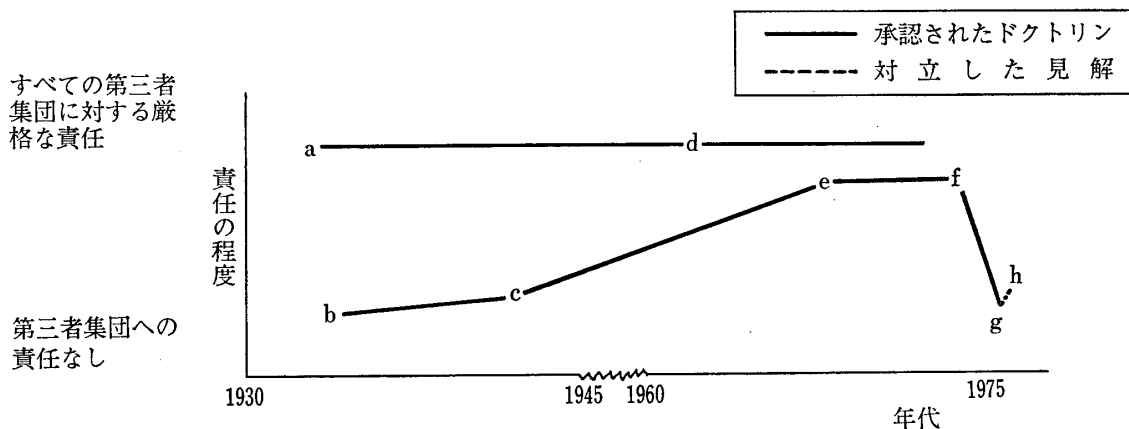
査報告書を受け取りそれを信頼して何らかの方法で行為するもしくは行為を取りやめると予見される人々である。すなわち、この概念には投資一般大衆などが含まれる。実際にも、この予見可能利用者および利用者階層概念と投資一般大衆概念とを区別する試みはほとんどされていない。そのため、表1では、この概念を、一般投資大衆 (ordinary) として表示している。

この概念が判決を下す際に採用されるならば、予見可能利用者および利用者階層に帰属すると考えられる人々は、会計士の行為に重過失が存在することおよび表1の他の三つの証明要素を立証することによって、通常、勝訴することができる。

#### 4. 連邦証券二法のもとでの会計士の第三者責任概念の変遷<sup>(3)</sup>

証券法第11条は、証券法が成立をみた翌年1934年に大幅な修正が加えられたものの<sup>(4)</sup>、虚偽の登録届出書に対して、会計士を含む専門家および登録届出書作成に関与した多くの人々に対する民事責任を設定した。また証券取引所法第18条は、同法に基づいて SEC に提出されるすべての申込書、書類において虚偽もしくは誤解を生じさせた者に対して民事責任を課した。1942年には、

図1 アメリカの制定法のもとでの会計士の第三者に対する民事責任の変遷 (1930~現在)



#### 事象の説明

- a. Securities Act (1933) : 登録届出書の虚偽の情報についての責任を設定。
- b. Securities Exchange Act (1934) : 監査済(年次)財務諸表における詐欺的な不実記載についての責任を設定。
- c. Rule 10(b)-5 (1942) : 証券購入・販売における詐欺についての責任を設定。
- d. Escott v. BarChris Construction Corp (1962) : 1933年証券法の規定を公共会計士に適用。
- e. SEC v. Texas-Gulf Sulphur (1968) : 容易に公共会計士に適用される証券詐欺の「幫助・教唆」概念を定義。
- f. Hochfelder v. Ernst & Ernst (1974) : 連邦控訴裁判所が過失ある公共会計士に対して「幫助・教唆」ドクトリンを適用。
- g. Ernst & Ernst v. Hochfelder (1976) : 最高裁判所が連邦控訴裁判所の判決を破棄—1934年証券取引所法は単純過失の公共会計士に対して責任を課さない。
- h. Adams v. Standard Knitting Mills (1976) : 下級裁判所は、上記の Hochfelder ルールを回避。

(Davies, 1979, p. 109)

証券取引所法第10条(b)項に基づいて SEC 規則10b-5が公表された。そこでは、州際通商の方法および郵便もしくは全国の証券取引所を通じた証券の購入・販売に関して詐欺的手段を用いることを禁止した。

図1のd. *Escott v. Barchris Construction Corp.* 事件の判決は<sup>(6)</sup>、証券法第11条を根拠として、取締役、引受業者、監査人に責任を課した最初の判決である。

会計士の訴訟に関して、最も多く用いられる条項は、証券取引所法第10条(b)項および SEC 規則10b-5である。図1のeの *SEC v. Texas-Gulf Sulphur* 事件は、直接に会計士に係わる訴訟ではなかった。しかし、この事件の判決は、第10条(b)項および規則10b-5違反を犯した人々のみでなく、その違反を「幫助・教唆」した人々もその違反の責任を問われると推論した。この「幫助・教唆」ドクトリンが会計士に対して適用されるならば、会計士も第10条(b)項および規則10b-5違反の罪を容易に問われることになる。それが現実となったのが図1のf. *Hochfelder v. Ernst & Ernst* 事件<sup>(6)</sup>である。

この事件において、連邦控訴裁判所は次の5つの条件が満たされたときに、会計士は第10条(b)項および規則10b-5違反を「幫助・教唆」したことに責任を有するとした(盛田, 1978<sup>a</sup>, 46頁)。

- 1) 監査人は、内部統制組織を調査する義務を負っていること。
- 2) 提訴摘者は、この調査義務によって恩恵を受けるものであること。
- 3) 監査人は、この調査義務に違反したこと。
- 4) 調査義務違反に付随して、監査人は公開義務に違反したこと。
- 5) 調査義務・公開義務違反と証券詐欺を助長したとの間に因果関係があること。

そしてこれらの5つの条件の存在を立証するには、第三者(原告)は、必ずしも会計士が詐欺的に行動したということを立証する必要はなく、まして会計士が詐欺的行為によって便益を受けることを証明する必要はないとした。その代り、「幫助・教唆」者が、第10条(b)項および規則10b-5に違反して証券詐欺が遂行されていることを知っていたもしくは知るべきであったということを立証すれば十分であるとした。それゆえに会計士の監査行為に過失があり、この過失によって証券詐欺を看破できなかった場合には、会計士は、第10条(b)項および規則10b-5違反を幫助・教唆した責任を問われるとした(Davies, 1979, p. 108)。

その後、最高裁判所は上記の会計士側の過失によっても罪を問われるとした連邦控訴裁判所の判決を覆した。すなわち、会計士に対して過失ではなく、第2節で述べた害意の存するときのみ、第10条(b)項および規則10b-5違反の罪を問われるものとした。

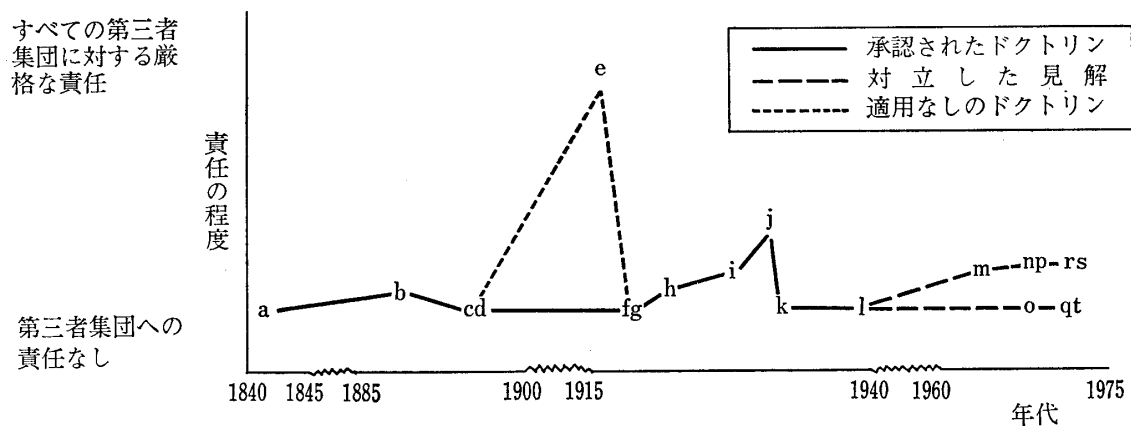
しかし、図1のh. *Adams v. Standard Knitting Mills* 事件の判決にみられるように、前述したごとく下級連邦裁判所は、最高裁判所の判決に準拠していないのが現状である。

5. コモン・ロー上の会計士の第三者責任概念の変遷

会計士および第三者集団に係わる訴訟において適用されたコモン・ロー上のドクトリンは、いくつかの段階を経て展開してきた (Davies, 1979, pp. 94—95)。

第1は、不法行為概念やコモン・ロー上の基本的諸概念が定義された初期のイギリスの判例である。これらの判例は、直接には会計士も含めて専門職の人々に係りをもつものではない。しかし裁判所は会計士のコモン・ロー上の責任が設定される際にその基礎を形成する理論的基礎を確

図2 アメリカのコモン・ロー上における会計士の第三者に対する民事責任の変遷 (1840～現在)



事象の説明

- a. Winterbottom v. Wright (1842) : 契約関係ドクトリンを設定。
- b. Derry v. Peek (1889) : 詐欺的な不実記載についての責任を設定。
- c. In re Londen & General Bank (1895) : 会計士を「高度な技術を要する専門職」と認定。
- d. In re Kingston Cotton Mill Company (1896) : 専門職の人々に行為基準を設定することを認める。
- e. MacPherson v. Buick Motor Company (1916) : 製造物責任 (会計士には不適用) を主張。
- f. Seaver v. Ransom (1918) : 初期のイギリスにおけるドクトリンをアメリカの裁判所が適用。
- g. Landell v. Lybrand (1919) : それ以前に設定されたドクトリンをアメリカの見地から統合。
- h. Glanzer v. Shepard (1922) : 主要受益者ルールを設定。
- i. International Paper Products Company v. Erie (1927) : 主要受益者ルールを包括的なものにした。
- j. Doyle v. Chatham & Phenix National Bank (1930) : 主要受益者ルールをより包括的なものにした。
- k. Ultramares Corp. v. Touche Niven & Co. (1931) : New York ルールを設定—契約関係ドクトリンに回帰。
- l. State Street Trust Company v. Ernst (1938) : New York ルールを確立。
- m. Hedley Byrne & Company v. Heller & Partners, Ltd (1964) : 主要受益者ルールを近代化。
- n. Rusch Factors, Inc. v. Levin (1968) : 予見利用者階層概念を適用。
- o. Investment Corp. of Florida v. Buchman (1968) : New York ルールに準拠。
- p. Ryan v. Kanne (1969) : 予見利用者階層概念を適用。
- q. Stephens Industries v. Haskins & Sells (1971) : 予見利用者階層概念を適用。
- r. Shatterproof Glass Corp. v. James (1971) : 予見利用者階層概念を適用。
- s. Rhode Island Hospital v. Swartz (1972) : 予見利用者階層概念を適用。
- t. MacNerland v. Barnes (1973) : New York ルールに準拠。 (Davies, 1979, p. 104)

立した。

第2に、そのイギリスで生れた理論に対して、アメリカの裁判所がさらに特定の解釈を加えた諸判例である。

第3に *Ultramares Corp. v. Touche Niven & Co.* 事件の判決に典型的に示された New York ルールを生んだ諸判例、第4に、その New York ルールを裁判所が適用し、解釈し、修正した諸判例である。

図2においてみるならば、第1段階に属する判例は、a～dである。第2段階にはe～j、第3段階にはk、1の判例が属し、第4段階には残りの諸判例が帰属する。

紙幅の都合で第1段階の判例には触れない。第2段階の判例から若干の説明を加えたい。f. *Seaver v. Ransom* 事件では、裁判所は、これまでにいくつかの管轄裁判所がある種の「第三者受益者」集団にまで過失責任の範囲を拡大したことを認識しながらも、「超」契約責任は厳密に限定されるべきであると主張した。1年後の g. *Landell v. Lybrand* 事件では、提訴可能な詐欺 (actionable fraud) と提訴不能な過失 (non-actionable negligence) との識別は、故意の要素があるかないかという点にあるとした。このような考え方は、それ以前の裁判所によって示されてきた限定的な責任賦課のドクトリンと結びつくことによって、「誠実な」会計士に対して、第三者による訴訟上この上ない弁護を与えた。

このような伝統的法思考にくみする判例に対して、それを大幅に修正する判例も生じていた。それが図2の e. *MacPherson v. Buick Motor Company* 事件の判例である。これは契約概念を回避し、過失のある製造業者からの補償を被害を被った第三者集団に認めるものであった。この判決によって、コモン・ロー上、全く新しい製造物責任概念の時代に入ったといわれる。会計士のサービスを製造物と捉えるならば、この判決に示された *MacPherson* ルールに準拠することになると考えられる。しかし、物理的損害と経済的損害とを厳格に区分した初期のイギリスの判例にならって、アメリカの裁判所もその区分を重視した。すなわち、アメリカの裁判所は、不法行為が故意の場合もしくはその経済的損失が過失によってもたらされた物理的損失と結びついている場合に、経済的損失について責任を課すことに積極的であった。したがって、この時点では、アメリカの裁判所は経済的損失のみを伴う過失のケースに、*MacPherson* ルールを適用することには積極的ではなかった。

そしてこの *MacPherson* 事件の判例が出されて6年後に h. *Glanzer v. Shepard* 事件の判決が出された。それは公共測量士 (public weigher) に対して、彼の雇用者を超えて第三者たる原告にまで責任を拡大する「超」契約責任を課すものであった。すなわち、第3節で述べた「主要受益者」概念をその内容とする判例であった。この「主要受益者」概念は、i. *International Paper Products Company v. Erie Railroad* 事件および j. *Doyle v. Chatman & Phenix National*



Bank 事件の判決を通じてさらに洗練されていくことになる。これらの判例は、契約関係という砦を取り壊し、会計士も第三者である財務諸表利用者からの訴訟を免れえない状況を作り出した。

そこで登場するのが k. *Ultramares Corp. v. Touche Niven & Co.* 事件の判決である<sup>(7)</sup>。それは第三者たる財務諸表利用者が被った経済的損失に対する会計士の責任を決定するいくつかのドクトリンを初めて提供するものであった。またさらに、7年後、*I. State Street Trust Company v. Ernst* 事件の判決は、*Ultramares* 事件の判決を踏襲し、その後多年に渡って会計士の責任概念を規定するコモン・ロー上の先例すなわち New York ルールを強固なものとした。この New York ルールのもとでは、損害を受けた第三者が会計士から補償を受けられる場合を2つ特定した。

一つは、会計士に詐欺および詐欺に相当する過失行為があったことが立証された場合、一つは、第三者が会計士が取り結んだ契約についての主要な受益者であり、また会計士がその第三者が主要な受益者であると認識していたことが立証された場合である。このように New York ルールは、単なる第三者は、単純過失の責任を会計士に問えないということを明らかにしたのである。

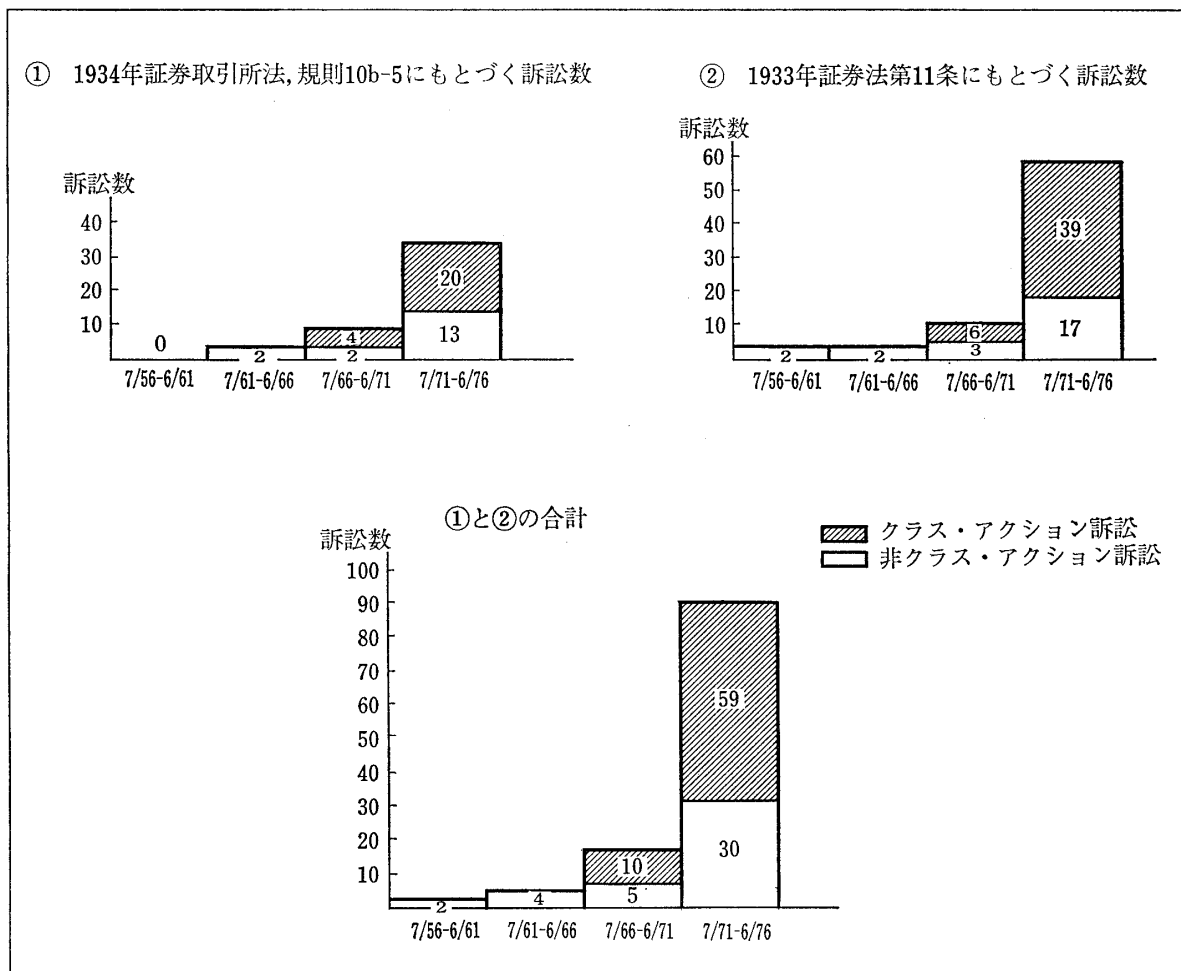
この New York ルールは、約30年の間、コモン・ロー上のドクトリンとして機能してきたが、1960年代に入って挑戦を受けるようになった。それは *h. Glanzer v. Shepard* 事件の判決において示された「主要受益者」概念を、改訂する形で現れた。すなわち、次の場合に会計士の過失責任が問われるとした。その第三者の主たる便益のために監査行為が行なわれなくとも、単にその第三者が監査行為によって便益を受ける第三者であることが会計士によって認識されていればよいとした (Windal and Corley, 1980, p. 248)。つまり、第3節で説明をした「予見利用者および利用者階層」概念が生れた。さらに、これらの概念の限界を越えるために「予見可能利用者および利用者階層」概念を駆使した判決が下されている。

## 6. おわりに

会計士および会計事務所への訴訟の増大は、1960年代後半に始まり、1970年代初期にピークに達した。さらに、1980年代初期に、第2のピークを迎えた。また最近においてもその傾向はおさまらず、公認会計士の責任損害保険危機が生じている状況である。

具体例を挙げると、会計事務所に対する不正実務保険の保険料は、1985年1年間で200~400%値上がりし、さらに多くの州の CPA 協会責任保険の引き受け手が、ここ2、3年でなくなってしまうということである。また、1980年以来、8大会計事務所全体で、判決の結果確定した債務額および和解額の総計は、1億8,000万ドルに達したと言われる (Collins, 1986, p. 53, J. A., 1986, p. 50, Minow, 1984, p. 76, Olson, 1982, p. 15, 佐成, 1986, 145頁)。

図 3



(DeJong, 1985, p. 193)

このような会計士および会計事務所をめぐる訴訟の多発化および損害賠償の高額化の原因は、いずれの点に求められるのであろうか<sup>(8)</sup>。

第1の原因として、アメリカの訴訟制度を挙げることができる。1966年に改正された連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedures) 第23条は、いわゆるクラス・アクション規定を設けた<sup>(9)</sup>。このクラス・アクションを利用して、代表投資家 (representative investors) が同じ状況下にある他の多数の投資家のために、提訴することが可能となった。この規定の影響は、上記の図3において、よくみることができる。

さらに、このクラス・アクションに関連して、弁護士の報酬は、訴訟の成否に基づいて報酬が支払われる成功報酬の形態をとっている。訴訟が成功すれば、損害賠償額の一定比率を、また失敗に終れば、まったく報酬は支払われないということになる。この点、アメリカは、他の諸国と比べて、特異なシステムを採用している (DeJong, 1985, p. 175, Minow, 1984, p. 72)。

1970年に制定された組織犯罪規制法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act—以下、RICO と略称) の影響も大きい。この法律は、組織犯罪規制のために制定されたものであっ

た。しかし、この法律を起草する際に、組織犯罪とは何か、どのような領域に対して規制を実施しようとするのか問題が生じた。最終的には、10年の間に連邦法違反を2回犯した場合には、組織犯罪を犯したとみなすと規定された。原告側の弁護士団がこの意味を理解するのに若干の時間を要したが、証券諸法違反も、連邦法違反の1つとして認識してきている。その結果、近年RICOに基づく、会計事務所、ブローカー会社などに対する訴訟が増加している (Murray, 1985, pp. 77—78, Serlin, 1985, p. 136)。

しかしながら、組織犯罪規制の目的をもって制定されたRICOによって、組織犯罪にかかわりをもたない会計事務所などが訴訟の対象とされることには多くの疑問が投げかけられている (Minow, 1984, pp. 78—79, Murray, 1985, p. 78, J. A., 1986, p. 56)。

第2の原因としては、前節までにおいてみてきたように、次の2点を指摘することができる。①消費者主義のもとに発展してきた製造物責任の影響を受けて、会計士の過失に係わる概念が非常に拡大し、過失責任主義 (fault liability) から厳格責任主義 (strict liability) への転換が進んだこと、②従来の契約概念 (privity concept) および因果関係概念を緩和して、予見利用者および利用者階層概念が、さらに、効率的市場仮説の影響のもとに<sup>(10)</sup>、予見可能利用者および利用者階層概念が生れてきたことである。

この結果、起訴可能とみなされる会計実務の範囲が拡大するとともに、提訴可能な人々あるいは階層の範囲が拡大した。そこで、Minow (1984, p. 76) によれば、「投資家や債権者は、企業が倒産した時には、企業倒産の原因や会計士の監査行為に過失があったかどうかを考慮することなく、自動的に、会計士および会計事務所を訴える」という事態が生じているのである。

第3の原因としては、前述の第2の原因を生み出した裁判官あるいは陪審員の思考のパターンを挙げることができる。その1つとして、彼らは何かの損害が生じた場合に、その損害は資力のある人々あるいは保険によってカバーされる人々によって、弁済されるべきであると考えられる傾向が強いということである。さらにそれらの損害は、各被告間の過失の程度に応じて、分担されるべきであると考えずに、連帯責任を課す傾向が強いことである。このため、企業倒産の場合に、実質的な責任者である経営者が負担せずに、責任保険に加入している会計士および会計事務所が実際には損害賠償をするという結果となる。このため、前述したように、監査に過失・失敗があったかどうかにかかわらず、会計士および会計事務所が起訴される状況となっている。

さらに、裁判官および陪審員が会計専門職およびその活動に対して、ある種の誤解もしくは過剰な期待を抱いていることを指摘することができる。一例として、監査人は、財務諸表について意見を表明することによって、その企業についての投資目的上の安全性や魅力について証明するものであるとか、監査人は全能であると考えることなどである。この結果が、前述したように会計士にかかわる過失概念を拡大することとなり、また企業の倒産と監査上の過失・失敗とを区

別しない判決を生むこととなる (Collins, 1986, p. 58, Minow, 1984, p. 77)。

以上、連邦証券二法およびコモン・ロー上の会計士の第三者責任概念について、若干の整理・検討を行なった。また、会計士訴訟激増の原因について説明した。1960年代後半以降にみられた会計士訴訟の激増に伴って会計士の責任概念は多様な展開をみせた。しかも、製造物責任の発展の影響を受けて会計士の第三者責任は際限なく拡大しているのがアメリカにおける現状である。この事態は証券二法立法当時において、まったく予測不能の事柄であった。

#### 注

- (1) 細田 (1981), (1983), (1984) を参照していただきたい。
- (2) 本節の記述に際して、龍田 (1968) は非常に参考になった。参照していただきたい。
- (3) 本節の説明は全面的に Davies (1979) に依拠しているが、盛田 (1978<sup>b</sup>) も参照していただきたい。
- (4) 修正の内容は、細田 (1984, 53~54頁) を参照していただきたい。
- (5) 本事件の内容および分析については熊野, 松田, 梶田 (1973), 熊野, 中道, 田村 (1973) が詳しい。参照していただきたい。
- (6) この事件の詳細については、盛田 (1978<sup>b</sup>) を参照していただきたい。
- (7) この事件については、山梶 (1956), 鳥羽 (1975) を参照していただきたい。
- (8) Murry (1985, p. 73) は、少なくとも1980年代においては、会計士訴訟の主たる源泉は、一般株主でもなく、クラス・アクションでもなく、成功報酬でもなく、巨大な機関投資家であると指摘している。また、会計士および会計事務所は、監査業務についてのみ責任を問われているのではないことに留意しなければならない。税務, MAS, 財務諸表作成とレビュー業務においても責任を問われている (Collins, 1986, p. 54, p. 56, p. 58)。
- (9) アメリカのクラス・アクション制度について簡潔かつ明快な説明が竹内 (1973), 谷口 (1973) においてなされている。参照願いたい。
- (10) 効率的市場仮説のもたらした影響の詳細については、Anderson and Pincus (1984, pp. 169—171) を参照願いたい。

#### 参考文献

- Anderson, J. A. and M. Pincus, "Market Efficiency and Legal Liability: Some Extensions and an Illustration," *Accounting and Business Research* (Spring, 1984), pp. 169—181.
- Bailey, L. P., *Contemporary Auditing* (Harper & Row, 1979).
- コーズィー D. Y., アメリカにおける職業会計人の義務と責任 (日本経営出版会, 1979)。
- Collins, S. H., "Minimizing risk for CPAs is focus of AICPA Conference," *Journal of Accountancy* (July, 1986), pp. 53—58.
- Davies, R. J., "Accountant's Third Party Liability: A History of Applied Sociological Jurisprudence," *Abacus* (December, 1979), pp. 93—112.
- DeJong, D. V., "Class-Action Privileges and Contingent Legal Fees: Investor and Lawyer Incentives to Litigate and the Effect on Audit Quality," *Journal of Accounting and Public Policy* (Fall, 1985), pp. 175—200.
- 細田哲稿「1933年証券法 (Securities Act of 1933) と会計専門職」, 城西経済学会誌第16巻第3号 (1981年3月), 1—23頁。
- , 「1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) と会計専門職」, 小川冽 (編著), 財務会

- 計の展開 (中央経済社, 1983), 163—173頁。
- , 「証券二法と会計専門職」, 日本大学経済学部経済科学研究所紀要第8号 (1984年3月), 37—56頁。
- Journal of Accountancy (J. A.), “AICPA Calls for Major Liability Reforms,” *Journal of Accountancy* (June, 1986), p. 50, p. 52.
- 熊野実夫, 松田安正, 榊田圭児稿「登録届出書の虚偽記載と重要性の判断—パークリス事件の分析—」, 企業会計第25巻第6号 (1973年6月), 128—136頁。
- , 中道信弘, 田村晃稿「『正当な注意』(証取法)に関する事例とその考察」, 企業会計第25巻第9号 (1973年9月), 131—136頁。
- Minow, N. N., “Accountants’ Liability and the Litigation Explosion,” *Journal of Accountancy* (September, 1984), pp. 70—86.
- 盛田良久稿「証券取引法第10b条とSEC規則10b-5の下における監査責任—アーンスト・アンド・アーンスト対ホツヘルダー事件を手掛りとして—」, 商経論集第3巻第4号 (1978年1月), 41—52頁。
- , 「連邦有価証券法上の会計士の監査責任—判例の研究を中心として—」, 武村勇, 戸田義郎, 中村萬次, 後藤幸男, 大谷勉 (編著), 現代会計の展開 (中央経済社, 1978<sup>b</sup>), 327—340頁。
- Murray, R., “A View from the USA,” in E. P. Minnis and C. W. Nobes (eds.), *Accountants’ Liability in the 1980s—An International View* (Groom Helm, 1985), pp. 71—85.
- 日本証券経済研究所 (編), 外国証券関係法令集アメリカ I (日本証券経済研究所, 1977)。
- Olson, W. F., *The Accounting Profession, Years of Trial: 1969—1980* (AICPA, 1982)。
- 佐成豊彦稿「監査人の損害賠償請求事件—事態は悪化している」, 会計ジャーナル第18巻第3号 (1986年3月), 144—145頁。
- Schultz, Jr., J. J. and K. Pany, “The Independent Auditor’s Civil Liability—An Overview,” *The Accounting Review* (April, 1980), pp. 319—326.
- Serlin, J. E., “Auditing Developments,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance* (Winter, 1985), pp. 136—143.
- 竹内昭夫稿「消費者・投資者の保護とクラス・アクション—賠償請求訴訟の掛け算」, ジュリスト第525号 (1973年2月), 38—46頁。
- 谷口安平稿「クラスアクション運用上の諸問題—わが国への導入を考えつつ—」, ジュリスト第525号 (1973年2月), 47—56頁。
- 龍田節稿「アメリカ法における会計士の民事責任」, 商事法務第461号 (1968年9月25日), 2—10頁。
- 鳥羽至英稿「監査証拠論の探究(三)—ウルトラマリス会社事件の証拠論的意義—」, 都立商科短大経営学科研究論集第6号 (1975年5月), 43—56頁。
- Udell, G. G. (comp.), *Laws Relating to Securities Commission Exchanges and Holding Companies* (Government Printing office, 1976)。
- Windal, F. W. and R. N. Corley, *The Accounting Professional, Ethics, Responsibility, and Liability* (Prentice-Hall, 1980)。
- 山樹忠恕稿「ウルトラマリス事件の監査史的意義」, 産業経理第16巻第10号 (1956年10月), 62—67頁。